



黒保根町 「地域おこし協力隊」募集中

応募は、 5月20日(金)まで

市が抱える課題に目を向け、ふるさとの再生に携わりたいという想いをもっている人、自分の技術や得意分野を桐生市のためにいかしたい人を募集します。

協力隊員の皆さんには、黒保根町の特産物の販売促進や新メニューの開発、観光資源の振興業務、高齢者の見守り巡回活動及び引きこもり対策などの活動を行っていただきます。

都市地域にお住まいの御家族や御親戚、御友人にも、是非、御紹介ください。

対象=次の全てに該当する人

①20歳以上40歳以下の人で、首都圏・中京圏・近畿圏の三大都市圏及び都市地域などに居住し、住民票を黒保根町に異動し移住できる人

②普通自動車運転免許を取得している人

③パソコンの操作やインターネット、SNSなどの知識を有し、活用できる人

④心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる人

⑤過疎地域活性化に意欲があり、地域住民との積極的なコミュニケーションを図り、意欲的に行動できる人

募集人数=2人

委嘱期間=1年間(最長3年まで延長可能)

活動時間=原則午前9時から午後4時まで(1時間の休憩を含む)週30時間。有給休暇有り。
報酬費=月額166,000円※賞与、時間外手当、退職手当などは、支給しません。

応募方法=5月20日(金)まで(消印有効)に、黒保根支所市民生活課(〒376-0196黒保根町水沼182-3)あてに次の書類を直接又は郵送で提出してください。

①写真を添付した履歴書

②住民票抄本など、住所、氏名、生年月日、性別がわかるもの

③運転免許証の写し

④レポート「桐生市地域おこし協力隊として取り組みたいこと」と題した1,000字程度のレポート※用紙はA4判で書式は自由

第1次選考=書類審査

第2次選考=第1次選考の合格者を対象に、黒保根支所にて面接を行います。詳しいことは、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

※応募にかかる経費については、個人負担となります。

問い合わせは、黒保根支所市民生活課庶務・税務係(☎96-2111)へ。

「過疎地域自立促進特別措置法」により、過疎地域に指定されている黒保根地区では、過疎計画を策定し、市道・林道の開設や消防団車両の整備など

どの事業を実施してきました。この計画が平成27年度で終了したこと、平成28年度から平成32年度までの5年間の過疎計画を新たに策定しま

桐生市過疎地域 自立促進計画を策定しました 黒保根地区における英語教育の充実や 地域特産品の開発販売などを行います

した。計画の策定により過疎対策事業債など、国などの財政支援が受けられます。計画の概要は、黒保根地区の産業の振興や生活環境の整備、高齢者などの保健及び福祉の向上、教育の振興などのための各種事業を盛り込んだものとなっています。主な事業としては、西町インターナショナルスクールとの交流を念頭においた英語教育の充実を図るため、保育園から小学

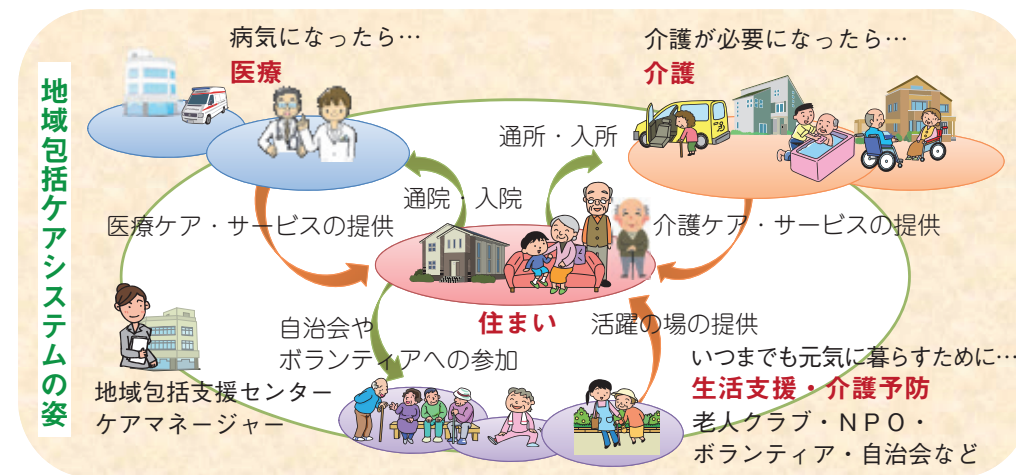
校まで英会話などを取り入れ、英語への取り組みを強化する国際理解推進事業や定住促進住宅の建設、地域特産品の開発販売や高齢者の見守りなど各種事業を計画に沿って実施していきます。なお、この計画は黒保根支所市民生活課のほか、市ホームページで御覧いただけます。問い合わせは、黒保根支所市民生活課庶務・税務係(☎96-2111)へ。

こんにちは！
市長です



平成28年度未来創生塾入塾式に伺いました。

未来創生塾は、今年で5年目を迎え、群馬大学と地元企業、関係団体などで行政が連携し、年間を通して親子で地域の自然環境や歴史、文化、産業などに触れる体験プログラムを提供しています。子供には感動を与え、感性を育み、保護者は地域の素晴らしさを再発見できる大変有効な教育活動です。年々人気を博し、昨年度からより多くの子供が活動に参加できるよう定員を増員していただきました。この事業が桐生市独自の新しい産・学・官・民の連携スタイルとして定着するよう市としても活動支援を強化してまいります。塾生が楽しい体験を通じて、将来に向けた夢を見つけ、桐生の良さを感じ、桐生を好きな子供に育つとともに、次世代の桐生を担う人材に育つことを大いに期待しています。



平成25年の日本に住む65歳以上の人の人口割合は、25・1パーセントで、世界で最も高い水準にあります。高齢化が進む社会となった今、国を挙げて取り組んでいるのが、周囲のサポートを受けることなく、高齢者が住み慣れた場所で暮らし続けることができる地域づくり(地域包括ケアシステム)体制を整備することです。この体制の整備について、市の取り組みをお知らせします。お問い合わせは、長寿支援課長寿支援係(☎内線587)へ。

の発表によると、桐生市では今後も総人口の減少が見込まれる一方で、高齢者人口の増加が見込まれています。平成32年には、高齢者人口がピークに達し、平成37年度には後期高齢者人口(75歳以上の高齢者人口)がピークに達すると予測されています。介護現場でも担い手不足は深刻で、もはや介護保険サービスだけでは、高齢者の生活を支えることはできなくなっています。特に、ごみ出しのサポートや見守りなど、日常的に起こる困りごとへの対応は、公的サービスのほかに、地域での支え合いが必要になります。

健康づくりの推進 各種検診の受診率の向上を図り、疾病の発症予防、早期発見・早期治療、適切な受診ができるよう努めます。そして、高齢者が自ら健康づくりに取り組める場を拡充し、健康上の問題がなく日常生活を送る期間の延伸を目指します。

介護予防の推進 高齢者が身近なところで介護予防が学べるように介護予防教室を拡大します。また、日常生活の中で自ら介護予防が行えるように介護予防教室の内容を充実させます。さらに、介護予防に取り組み高齢者が増えるように身近な地域に住民が自ら行う、通いの場(サロン)を充実させて、介護予防事業の機能を強化します。

※図は、「地域包括ケアシステムの姿」(厚生労働省)を加工して作成

いつまでも住み慣れた地域で いきいきと暮らすために

防、住まい、生活支援が一体的に提供されることが必要です。この体制を作るには、自助、互助、共助、公助が上手に組み合わせられていくことが有効です。

在宅サービスの充実 介護が必要になっても、自宅や住み慣れた地域で自立して暮らし続けられる地域づくりを推進します。そのために、在宅医療・介護連携推進事業を実施し、在宅生活の支援体制を整備します。